	項目	配点
①技能等の	【最大70点】	
修得等に係	I 過去3技能実習事業年度の基礎級程度の技能検定	·95%以上:20 点
る実績	等の学科試験及び実技試験の合格率(旧制度の基礎2	·80%以上 95%未満
	級程度の合格率を含む。)	:10 点
		·75%以上 80%未満
		:0 点
		·75%未満:-20点
	Ⅱ 過去3技能実習事業年度の2・3級程度の技能検定等	·80%以上:40 点
	の実技試験の合格率	·70%以上 80%未満
	<計算方法>	:30 点
	分母:新制度の技能実習生の2号・3号修了者数	·60%以上 70%未満
	ーうちやむを得ない不受検者数	:20 点
	+旧制度の技能実習生の受検者数	·50%以上 60%未満
	分子:(3級合格者数+2級合格者数×1.5)×1.2	:0 点
	* 旧制度の技能実習生の受検実績について、施行日	·50%未満:-40点
	以後の受検実績は必ず算入。	
	* 上記の計算式の分母の算入対象となる技能実習生	* 左欄に該当する場合
	がいない場合は、過去3技能実習事業年度には2号未	·合格者 3 人以上: 20 点
	修了であった者の申請日時点の3級程度の技能検定	· 合格者 2 人: 10 点
	等の実技試験の合格実績に応じて、右欄のとおり加点	·合格者 1 人:5 点
	する。	·合格者 0 人:0 点
	│Ⅲ 直近過去3年間の2·3級程度の技能検定等の学科試 │	·合格者 2 人以上:5 点
	験の合格実績	·合格者 1 人:3 点
	* 2級、3級で分けず、合格人数の合計で評価	
	Ⅳ 技能検定等の実施への協力	·有:5 点
	* 技能検定委員(技能検定における学科試験及び実	
	技試験の問題の作成、採点、実施要領の作成や検定	
	試験会場での指導監督などを職務として行う者)又は	
	技能実習評価試験において技能検定委員に相当する	
	者を社員等の中から輩出している場合や、実技試験の	
	実施に必要とされる機材・設備等の貸与等を行ってい	
@U =	る場合を想定	
②技能実習	【最大 10 点】	
を行わせる	I 直近過去3年以内の技能実習指導員の「技能実習指	·全員有 : 5点
体制	導員講習」受講歴	
	Ⅱ 直近過去3年以内の生活指導員の「生活指導員講習」	·全員有 : 5点
	受講歴	

③技能実習	【最大 10 点】		
生の待遇	I 第1号技能実習生の賃金(基本給)のうち最低のものと	·115%以上 : 5点	
	最低賃金の比較	·105%以上 115%未満	
		: 3点	
	Ⅱ 技能実習生の賃金に係る技能実習の各段階ごとの昇	·5%以上 : 5点	
	給率	·3%以上5%未満	
		: 3点	
④法令違	【最大 5 点】		
反・問題の	I 直近過去3年以内に改善命令を受けたことがあること	·改善未実施 :-50 点	
発生状況	(旧制度の改善命令相当の行政指導を含む。)	·改善実施 : -30 点	
	Ⅱ 直近過去3年以内における失踪がゼロ又は失踪の割合	·ゼロ : 5点	
	が低いこと(旧制度を含む。)	・10%未満又は1人以下	
		: 0点	
		・20%未満又は2人以下	
		:-5点	
		・20%以上又は3人以上	
		:-10 点	
	Ⅲ 直近過去3年以内に責めによるべき失踪があること(旧	·該当 : -50 点	
	制度を含む。)		
⑤相談·支	【最大 45 点(新配点)】又は【最大 15 点(旧配点)】	
援体制	I 母国語相談·支援の実施方法·手順を定めたマニュア	·有 : 5点	
	ル等を策定し、関係職員に周知していること		
	Ⅱ 受け入れた技能実習生について、全ての母国語で相談	·有 : 5点	
	できる相談員を確保していること(旧制度を含む。)		
	Ⅲ 直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった	(旧配点)	
	技能実習生に引き続き技能実習を行う機会を与えるため	·有 : 5点	
	に当該技能実習生の受入れを行ったこと(旧制度下にお		
	ける受入れを含む。)	(新配点)	
		・基本人数枠以上の受入	
		れ : 25点	
		・基本人数枠未満の受入	
		れ : 15点	
	Ⅳ 技能実習の継続が困難となった技能実習生(他の監理	(新配点)	
	団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限	·有 : 10点	
	る。)に引き続き技能実習を行う機会を与えるため、実習	※ 新配点のみに設けら	
	先変更支援サイトに監理団体を通じて受入れ可能人数	れた加点項目です。	
	の登録を行っていること		
⑥地域社会	【最大 10 点】		
との共生	I 受け入れた技能実習生に対し、日本語の学習の支援を	·有 : 4点	

行っていること	
Ⅱ 地域社会との交流を行う機会をアレンジしていること	·有 : 3点
Ⅲ 日本の文化を学ぶ機会をアレンジしていること	·有 : 3点

<加点表(監理団体)>

	項目	配点
①団体	【最大 50 点】	
監理型	I 監理団体が行う定期の監査について、その	·有 : 5点
技能実	実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定	
習の実	し、監査を担当する職員に周知しているこ	
施状況	と。	
の監査	Ⅱ 監理事業に関与する常勤の役職員と実習監	・1:5未満 : 15点
その他	理を行う実習実施者の比率	· 1 : 10 未満 : 7 点
の業務	Ⅲ 直近過去3年以内の監理責任者以外の監理	・60%以上 : 10点
を行う	団体の職員(監査を担当する者に限る。)の講	·50%以上 60%未満 : 5 点
体制	習受講歴	
	Ⅳ 実習実施者の技能実習責任者、技能実習指	・有 : 5点
	導員、生活指導員等に対し、毎年、研修の実	
	施、マニュアルの配布などの支援を行ってい	
	ること	
	Ⅴ 帰国後の技能実習生のフォローアップ調査	·有 : 5点
	に協力すること。	
	VI 技能実習生のあっせんに関し、監理団体の	·有 : 5点
	役職員が送出国での事前面接をしているこ	
	と。	***************************************
	Ⅶ 帰国後の技能実習生に関し、送出機関と連	·有 : 5点
	携して、就職先の把握を行っていること。	
②技能	【最大 40 点】	
等の修	I 過去3技能実習事業年度の基礎級程度の技	· 95%以上:10 点
得等に	能検定等の学科試験及び実技試験の合格率(旧	・80%以上 95%未満:5 点
係る実	制度の基礎2級程度の合格率を含む。)	・75%以上 80%未満:0 点
績		・75%未満:-10 点
	Ⅱ 過去3技能実習事業年度の2・3級程度の技	·80%以上:20 点
	能検定等の実技試験の合格率	・70%以上 80%未満:15 点
	<計算方法>	・60%以上 70%未満:10 点
	分母:新制度の技能実習生の2号·3号修了者数	・50%以上 60%未満:0 点
	ーうちやむを得ない不受検者数	・50%未満:-20 点
	+旧制度の技能実習生の受検者数	
	分子:(3 級合格者数+2 級合格者数×1.5)×1.2	
	* 旧制度の技能実習生の受検実績について、施	
	行日以後の受検実績は必ず算入。	
	Ⅲ 直近過去3年間の2・3級程度の技能検定等	・2 以上の実習実施者から合格
	の学科試験の合格実績	者を輩出:5 点

	*2級、3級で分けず、合格人数の合計で評価	・1 の実習実施者から合格者を
		輩出:3点
	IV 技能検定等の実施への協力	・1 以上の実習実施者から協力
	* 傘下の実習実施者が、技能検定委員(技能	有:5点
	検定における学科試験及び実技試験の問題	
	の作成、採点、実施要領の作成や検定試験会	
	場での指導監督などを職務として行う者)又	
	は技能実習評価試験において技能検定委員	
	に相当する者を社員等の中から輩出してい	
	る場合や、実技試験の実施に必要とされる機	
	材・設備等の貸与等を行っている場合を想定	
③法令	【最大5点】	
違反·	I 直近過去3年以内に改善命令を受けたこと	· 改善未実施 : -50 点
問題の	があること(旧制度の改善命令相当の行政指導	· 改善実施 : -30 点
発生状	を含む。)	
況	Ⅱ 直近過去3年以内における失踪がゼロ又は	・ゼロ : 5点
	失踪の割合が低いこと(旧制度を含む。)	・10%未満又は1人以下 : 0点
		・20%未満又は2人以下:-5点
		・20%以上又は3人以上:-10 点
	Ⅲ 直近過去3年以内に責めによるべき失踪が	・該当 : -50点
	あること(旧制度を含む。)	
	Ⅳ 直近過去3年以内に傘下の実習実施者に不	・計画認定取消し(実習監理す
	正行為があること(監理団体が不正を発見して	る実習実施者の数に対する
	機構(旧制度では地方入国管理局)に報告した	認定を取り消された実習実
	場合を除く。)	施者(旧制度で認定取消し相
		当の行政指導を受けた者を
		含む。)の数の割合)
		15%以上 -10 点
		10%以上 15%未満 - 7 点
		5%以上10%未満 -5点
		0%を超え5%未満 -3
		点
		・改善命令(実習監理する実習
		実施者の数に対する改善命
		令を受けた実習実施者(旧制
		度で改善命令相当の行政指
		導を受けた者を含む。) の数
		の割合)
		15%以上 -5点
		10%以上 15%未満 -4点

		5%以上10%未満 -3点
		0%を超え5%未満 -2
		点
④ 相	【最大 45 点(新配点)】又は【最大	15点(旧配点)】
談・支	I 機構・監理団体が実施する母国語相談・支援	·有 : 5点
援体制	の実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定	
	し、関係職員に周知していること	
	Ⅱ 技能実習の継続が困難となった技能実習生	(旧配点)
	(他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習	·有 : 5点
	を行っていた者に限る。)に引き続き技能実習	
	を行う機会を与えるための受入れに協力する	(新配点)
	旨の機構への登録を行っていること	実習監理を行う実習実施者の
		数に対する登録した実習実施
		者の数の割合
		50%以上 15 点
		50%未満 10 点
	Ⅲ 直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難	(旧配点)
	となった技能実習生(他の監理団体傘下の実習	·有 : 5点
	実施者で技能実習を行っていた者に限る。)に	
	引き続き技能実習を行う機会を与えるために、	(新配点)
	当該技能実習生の受入れを行ったこと(旧制度	実習監理を行う実習実施者の
	下における受入れを含む。)	数に対する受け入れた実習実
		施者の数の割合
		50%以上 25 点
		50%未満 15 点
⑤地域	【最大 10 点】	
社会と	I 受け入れた技能実習生に対し、日本語の学習	·有 : 4点
の共生	の支援を行っている実習実施者を支援してい	
	ること	
	Ⅱ 地域社会との交流を行う機会をアレンジし	・有 : 3点
	ている実習実施者を支援していること	
	Ⅲ 日本の文化を学ぶ機会をアレンジしている	·有 : 3点
	実習実施者を支援していること	